

令和 5 年 第 3 回

# 柳川市農業委員会総会議事録

令和 5 年 3 月 10 日

柳川市農業委員会

## 第 3 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 5 年 3 月 10 日 午後 2 時 00 分～午後 2 時 38 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 19名 欠席者 0名

推進委員出席者 18名 欠席者 1名

議 題 議案第12号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第14号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第16号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

その他

農業委員

出席委員（19名）

1番 高田 一利  
3番 山田 英行  
5番 古賀 勝次  
7番 大淵 秀樹  
9番 藤木 邦彦  
11番 松藤 政義  
13番 松藤 和彦  
15番 河口 隆光  
17番 阿志賀 一喜  
19番 山田 善治

2番 亀崎 忠治  
4番 吉丸 隆吉  
6番 椛島 練二  
8番 三小田 由勝  
10番 田中 満義  
12番 松藤 一利  
14番 島添 茂樹  
16番 園田 清美  
18番 鐘ヶ江 ゆき子

欠席委員（0名）

推進委員

出席委員（18名）

龍 繁 樹  
藤木 二三男  
椛島 一晴  
古賀 宏義  
櫻木 利和  
高口 勇晴  
松藤 稔  
鶴田 信行  
三浦 榮一

藤吉利 広  
亀崎 壽満  
梅崎 直祝  
野口 秀一  
米田 秀俊  
平川 貴大  
浦 幸之助  
原 壽利  
江口 克子

欠席委員（1名）

吉開 健

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

事務局職員 田 中 道 博

## 午後2時 開会

### ○事務局長（乗富和也君）

それでは、定刻になりましたので、第3回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。御着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、山田会長、よろしくお願いいたします。

### ○議長（山田善治君）

皆さんこんにちは。今日はすっかり春本番のような暖かさになりまして、河津桜が今満開で美しいです。花を見ると、やっぱり心がときめく気分になります。

本日の出席委員は19名、定足数であります。また、18名の推進委員の方に御出席していただいております。よって、ただいまから令和5年第3回柳川市農業委員会の総会を開会します。

事務局より議案の朗読をお願いします。

### ○事務局職員（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

---

令和5年

### 第3回柳川市農業委員会総会議案

#### 議案第12号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

#### 議案第13号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

#### 議案第14号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

#### 議案第15号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

#### 議案第16号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

その他

令和5年3月10日提出

柳川市農業委員会会長 山田善治

---

**○議長（山田善治君）**

今回提案しております案件は、議案第12号から議案第16号までの5件と報告2件であります。

本日の議事録署名委員に、3番山田英行委員、13番松藤和彦委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

**○事務局職員（田中道博君）**

議案書の2ページを御覧ください。

---

**議案第12号**

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方同法施行令第1条の規定に基づき付議する。

---

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,020平米。自作。譲受人、〇〇。  
譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積245平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積636平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積13平米、外5筆、合計4,913平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は、1筆で〇〇円。

申請番号2番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は、1筆で〇〇円。

申請番号3番は、離農する〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は、1筆で〇〇円。

申請番号4番は、父の〇〇から、娘の〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

以上、申請番号1番から4番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第12号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第12号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたしま

す。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

**○事務局職員（田中道博君）**

議案書の3ページを御覧ください。

---

**議案第13号**

**1. 農地法第4条の規定による許可申請について**

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2項の規定により付議する。

---

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積126平米、外1筆、合計328平米。申請人、〇〇。転用目的、一般住宅。

**○事務局次長（岡本斉直君）**

それでは、第4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇が自己用住宅を建設するための申請です。

本件の農地区分はおおむね10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

**○議長（山田善治君）**

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第13号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山田善治君）**

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山田善治君）**

御異議なしと認め、採決いたします。



本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第13号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

---

議案第14号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

---

こちらにつきましても、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,427平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、特定建築条件付売買住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積594平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積332平米、外1筆、合計384平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積353平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積413平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、海苔網干場、資材置場。

次のページを御覧ください。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積59平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、海苔作業場。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積156平米、外2筆、合計285平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、通路及び排水溝。

#### ○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇が、特定建築条件付売買住宅5棟を建設するための申請です。契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇が、自己用住宅及を建設するための申請です。契約の種類は父から子への贈与。

申請番号3番は、譲受人、〇〇が、自己用住宅を建設するための申請です。契約の種類は売買。代金は2筆で〇〇円。

申請番号4番は、譲受人、〇〇が、自己用住宅を建設するための申請です。契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号5番は、譲受人、〇〇が、海苔網干場及び資材置場を建設するための申請です。契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号6番は、譲受人、〇〇が既存施設の敷地を拡張し、海苔權婁建設するための申請です。契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号7番は、譲受人、〇〇が、通路及び排水溝を建設するための申請です。契約の種類は売買。代金は3筆全てで〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、西鉄矢加部駅から300メートル以内の農地のため、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番から7番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、2番、3番、4番、6番は集落接続のため、5番は申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため、7番は第1種農地の転用事業のために欠くことのできない通路等のため、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第14号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第14号については提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第15号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

---

議案第15号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

---

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,150平米。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,917平米。申出人、〇〇。理由、離

農のため。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積766平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

以上です

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番と2番は昭代地区、3番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りします。議案第15号の申請番号第1番と2番は、推進委員の椛島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員、申請番号3番は、推進委員の三浦榮一委員、吉開健委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの5名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第15号については先ほどの5名の委員を指名することに決定いたしました。

続きまして、議案第16号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

---

議案第16号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

---

こちらにつきましては、A4サイズ1枚の別紙、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業広告概要表。広告年月日、令和5年3月13日。

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権。地目別・田。農用地の利用内容、水田として。面積1万9,421平米、筆数17筆。売り手5名、買い手5名。

利用権の種類、所有権。地目別・畑。農用地の利用内容、畑として。面積2.22平米、筆数1筆。売り手1名、買い手1名となっております。

続きまして、裏面を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇。地目・田。面積3,181平米、外1筆、合計3,329平米。所有権を移転する者（売り手）、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和5年3月24日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇、外8件となっております。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

**○議長（山田善治君）**

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第16号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山田善治君）**

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山田善治君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第16号については提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告に移ります。

事務局よりお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の7ページを御覧ください。

---

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和5年2月6日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積766平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。適用条項、農地法第18条第6項の規定による通知、外4件となっております。

続きまして、議案書の8ページを御覧ください。

---

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和5年2月6日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積667平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。適用条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約、解約日、令和5年2月6日。

報告は以上です。

○議長（山田善治君）

以上で議案及び報告が終了いたしました。

続きまして、その他について事務局より説明をお願いします。

## ○事務局長（乗富和也君）

私のほうからその他について説明させていただきます。

本日、お手元のほうにお配りしておりました女性農業委員の登用についてというA4の資料をお願いします。

国が定めます第5次男女共同参画基本計画という中において、いろんな分野での女性の参画の目標などを定めた内容となっております、その中で、農業関連団体にも制度の目標ということで示されている内容を上段のほうに書いております。

簡単に読み上げますと、農業委員会、農業協同組合及び土地改良区においては、女性の委員、役員等が登用されていない組織数を令和7年度までにそれぞれ0にすると。要するに、令和7年度までに最低1名は女性の役員をとというふうな内容になるかと思えます。

その黒四角が下3つございますが、上から農業委員、それから農業協同組合の役員、土地改良区の理事と、それぞれの団体における成果の目標というのが示されておりまして、御覧いただきますと、農業委員に占める女性の割合を早期に20%とし、さらに令和7年度までに30%を目指すというふうなことが女性委員の目標として示されておりまして。

それで、下のほうを見ていただきますと、まず、では、柳川の現状はどうかということと表を作っておりますけれども、A、B、C、D、Eということで、各区分のところの委員さんの人数、それと、中立委員としてお一人、合計19名で、女性の農業委員さんでいきますと、中立委員としてお一人が女性というのが柳川市の現状になっています。割合でいきますと19分の1ということで5%の割合になるということで、この目標数値を上げていきなさいということで国のほうから示されているわけです。

その右のほうに、①から③まで、女性農業委員の登用の検討例として、あくまでもただ、例として挙げている状況ですけれども、①のところは、JA柳川のほうの関係でいきますと、支所が6つありますので、支所ごとに、じゃ、お一人ずつというふうなことにしていくと、中立委員さんを引き続き女性ということで考えますと合計7名になると。

それと、今度は②のほうですが、A、B、C、D、E、その5つの区分からお一人ずつとすると、中立委員さんまで入れて6人、32%。

③のほうは、おおむね4人くくりの農業委員さんとして考えてみた場合、A・Bが1つのくくり、それから、Cの昭代・蒲地が1つのくくり、それから、大和町が1つのくくり、三橋町が1つのくくりということで考えますと、中立委員さんまで入れて5名、パーセントで

いきますと26%となるというふうな一つの例をここでお示ししております。

それで、現在の委員さんの任期というのがあと1年とちょっとということになってまいりまして、本年も9月に募集を行う計画でいこうかなというふうに考えております。前回同様に9月ですね。そこでこういった成果を目標として示されておりますので、今日の段階では、こういった目標が示されているんだというところをまずお知らせだけさせていただきたいと思って資料を用意しておりますので、また募集が近まりましたら、再度、こういうふうな目標が示されているということを踏まえてお知らせしていきたいと思っております。

本日のところは、これをどうこう決定してもらおうとかというわけじゃなくて、こういうふうな目標が示されているという御理解をまずしていただきたいと思って資料を用意したところでございます。

以上でございます。

**○議長（山田善治君）**

続きまして、連絡事項について、事務局より説明をお願いします。

**○事務局長（乗富和也君）**

連絡事項でございます。

まず、1点目ですけど、あっせん委員さんのほうには、後ほど資料をお配りいたしますので、よろしく願いいたします。

それから2点目、次回4月の総会ですけれども、開催を4月11日火曜日、午後2時から開催をさせていただきたいと思っております。

実は、前日の4月10日も平日の月曜日というところではありますけれども、事務局の準備の都合というのもあれですけれども、4月の最初の頭が土日で休みであったり、人事異動の時期であります関係と、もう一つ、4月9日の日曜日が福岡県議会議員選挙の投開票日というところもございまして、本来としては10日というところかもしれませんけれども、11日の火曜日に開催をさせていただきたいと思っております。当然、これについてはまた御案内をさせていただきますが、いつもと日にちの関係が異なるというところをまず、御理解をいただきたいと思っております。

それから、3点目が、昨年お配りしております活動記録簿という冊子、毎月何をした、何をしたと書いていただく冊子をお配りしております。山田委員さんにはお配りしておりませんが、その提出を次回の4月総会までに事務局のほうに提出していただきたいと思



ます。

なるべくなら、覚えられている範囲とか動きを記入していただくと助かります。一旦提出いただいたのを事務局のほうで確認しながら整理させていただきたいと思っておりますので、次回4月の総会までで結構ですので、提出をお願いいたします。

それと、提出していただく際に、名前を書いていただく欄があると思いますので、出された後にどなたのとか分からなくなるといけませんので、お名前を書いていただいた上で提出をよろしくをお願いいたします。

それと、最後にもう一点です。もしパトロールの状況報告を幾つかの班は既にお受けいたしておりますけれども、本日、総会後にというふうなところがありましたら、また事務局のほうをお願いいたしたいと思えます。

連絡事項は以上でございます。

**○議長（山田善治君）**

これをもちまして、令和5年第3回柳川市農業委員会総会を閉会といたします。本日は誠にありがとうございました。

午後2時38分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年3月10日

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

会議録署名委員 山 田 英 行

〃 松 藤 和 彦